第六条第一項第一号ハ	当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	同号ロ、ニ	同号ニ
	提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）	提示
第六条第一項第一号ニ及びホ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第一項第一号へからりまで	当該顧客等	当該代表者等
第六条第二項各号列記以外の部分	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第二項第四号	当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号	前各号
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第二項第五号	当該顧客等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地	当該代表者等の氏名及び住居

第十一条第二項中「第五条第一項第一号ロからニまで」を「第六条第一項第一号ロ、ホ及びヘ」に、「第十五条第六号」を「第十八条第六号」に、「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第五条第一項第一号ロ又はハ」を「第六条第一項第一号ロ又はホ」に改め、同項第二号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第四項第一号ニ中「次号ホ及び第十四条第二項」を「次号ニ及び第十六条第二項」に改め、同項第二号ロを削り、同号ハ中「の役員」を「を代表する権限を有する役員」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「ニ」を「ハ」に改め、同号ホを同号ニとし、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第四条第一項第四号」の下に「及び令第十二条第三項第三号」を加え、同項第一号中「除く。以下この号」を「除く。以下この条」に、「法人を除く。」を「法人を除く。以下この条及び第十四条第三項において「資本多数決法人」という。」のうち、その議決権の総数の四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの」に、「当該法人の議決権の総数の四分の一を超える議決権を有している者（他の者が当該法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を有している場合を除く。）」を「当該自然人」に改め、同項第二号中「前号に掲げる法人以外の」を「前三号に定める者がない」に、「代表する権限を有している者」を「代表し、その業務を執行する自然人」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの　当該自然人

三　資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの　当該自然人

イ　当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）

ロ　出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

第十条に次の二項を加える。

3　前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一　当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

二　当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

4　国等（令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）及びその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）は、第二項の規定の適用については、自然人とみなす。

第十条を第十一条とする。

第九条第三号イ中「の規定」を削り、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第二項中「第十七条第一項第二十四号」を「第二十条第一項第二十四号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類」を「第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）」に、「第一号ヘ及びト」を「第一号ロ及びホ」に改め、同条第一号中イからニまでを削り、同号ホ中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは」に改め、「旅券等」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホを同号イとし、同号ヘ中「からホまで」を削り、同号ヘを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

第六条第一号ト中「へ」を「ニ」に改め、「あるもの」の下に「（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）」を加え、同号トを同号ホとし、同条を第七条とする。